



セカンド・パーティー・オピニオン（SPO）

発行体およびグリーンボンド・フレームワークの持続可能性に関する品質
東京都

2023年9月4日

検証パラメータ

金融形態	<ul style="list-style-type: none">グリーンボンド
関連基準	<ul style="list-style-type: none">グリーンボンド原則（国際資本市場協会：ICMA）（令和3年6月/令和4年6月）
検証範囲	<ul style="list-style-type: none">東京都グリーンボンド・フレームワーク（令和5年3月版、令和5年6月6日時点）グリーンボンドの対象事業（令和5年6月6日時点）
検証のタイミング	<ul style="list-style-type: none">発行前の検証
有効性	<ul style="list-style-type: none">東京都グリーンボンド・フレームワークに変更がなく、令和5年7月18日時点の対象事業である限りにおいて有効

※本評価書は正式言語である英語版の評価書から翻訳されたものである。本評価書にて提示する情報の正確性について疑問が生じた場合は英語版の評価書を参照することが推奨される。

目次

評価のスコープ.....	3
評価サマリー.....	4
SPO 評価	6
PART I: グリーンボンド原則との整合性.....	6
PART II: 充当事業の持続可能性に関する品質.....	8
A. 国連 SDGs に対するグリーンボンドの貢献.....	8
B. 充当事業に関連する環境リスク及び社会リスクの管理.....	11
(A) 環境配慮型の不動産開発.....	12
(A.1) 環境配慮型の不動産開発におけるエネルギー効率、資源効率の改善.....	12
(A.2) 環境配慮型の不動産開発における持続可能な植樹の実践.....	13
(B) 再生可能エネルギー.....	14
(B.1) 太陽光エネルギー.....	14
(C) 持続可能な水道及び排水管理.....	15
(C.1) 排水処理設備.....	15
(C.2) 水処理施設におけるエネルギー効率及び資源効率の改善.....	16
(D) 公共交通.....	17
(D.1) 公共交通車両.....	17
(D.2) クリーン輸送のための充電ステーション.....	18
(D.3) 電気自動車及びハイブリット車によるクリーン輸送.....	18
(E) 気候変動への適応.....	19
(E.1) 洪水の防止（ダムの形態を含まない）.....	19
(F) 持続可能な道路開発.....	20
(F.1) 道路・歩道・自動車道の遮熱.....	20
PART III: グリーンボンドと東京都の ESG 情報との関連性.....	22
A. グリーンボンドと東京都のサステナビリティ戦略との整合性.....	22
B. 国の ESG リスク	24
別添 1: 方法論.....	27
別添 2: ISS ESG 国別格付方法論.....	28
別添 3: 品質管理プロセス.....	28
別添 4: 東京都の資金使途事業.....	29
ISS ESG SPO について.....	30

評価の範囲

東京都はグリーンボンド発行において、ISS Corporate Solutions (ICS)へ支援業務を委託した。ICSは下記3つの主要要素を評価することで、グリーンボンド・フレームワークの持続可能性に関する品質を判断する。

1. 東京都グリーンボンド・フレームワーク（令和5年3月）（令和5年6月6日時点）
—国際資本市場協会（ICMA：International Capital Market Association）のグリーンボンド原則（令和3年6月版、令和4年6月のAppendix1更新版）に基づき分析すること
2. 対象事業—対象事業について、ISS ESGの重要評価指標（KPI：Key Performance Indicators）との準拠性と、国連SDGs（Sustainable Development Goals）に対するポジティブな貢献があるかどうかを評価すること（別添1参照）
3. グリーンボンドと東京都の全体的な環境・社会・ガバナンス（ESG）に関する情報との関連性—本発行における資金使途の対象事業から評価すること

評価サマリー

SPO セクション	概要	評価 ¹
Part 1: グリーンボンド原則との整合性	東京都は、東京グリーンボンドにおける資金使途、事業の評価選定プロセス、資金管理、レポーティングに関する形式概念を定義している。当該フレームワークは、国際資本市場協会（ICMA）のグリーンボンド原則に従うものである。	Aligned（整合している）
Part 2: 対象事業の持続可能性に関する品質	<p>グリーンボンドは、下記のような適格な事業に（再）充当される。</p> <p>事業区分：環境配慮型の不動産開発、再生可能エネルギー、汚染防止・管理、クリーン輸送、気候変動への適応、歩道・自動車道</p> <p>対象事業及び/あるいは関連するサービスの資金使途²は、下記のSDGsの1つ以上に貢献する。</p>  <p>対象事業に関連するプロセスの資金使途³は、下記のSDGsの1つ以上に対して、東京都の業務による影響を改善する。</p>  <p>これら資金使途に関連する環境及び社会面のリスクは管理されている。</p>	Positive（ポジティブ）
Part 3: グリーンボンドと東京都のESGに関連する情報との関連性	<p>主要なサステナビリティ目標とグリーンボンドを発行する背景・理由は、東京都によって明確に説明されている。検討された事業区分の多くは、東京都のサステナビリティ目標に沿ったものである。</p> <p>発効日時点のISS ESG国別格付けに基づくと、発行体は投資家が論議を呼ぶと思われる下記の分野にさらされている：捕鯨、死刑制度、石炭発電、気候保護。本評価は、国レベルで実施されることに留意されたい。従って、発行体は特定の論争に必ずしも影響力を持たず、それらの論争は必ずしも発行体に直接適</p>	Consistent with Issuer's sustainability strategy（発行体のサステナビリティ

¹ ISS ESGの評価は東京都グリーンボンド・フレームワーク（令和5年3月）（令和5年6月6日時点）、分析対象事業（令和5年6月6日受領）、SPOが提供される日に適用されるISS ESGの国別格付けレポート（令和5年5月30日更新）に基づく。

² 環境配慮型の不動産開発、再生可能エネルギー、汚染防止・管理、輸送、気候変動への適応、歩道・自動車道

³ 環境配慮型の不動産開発、汚染防止・管理

セカンド・パーティー・オピニオン

グリーンボンド発行体と対象事業の持続可能性に関する品質

ISS CORPORATE SOLUTIONS

Powered by
ISS ESG

用されない。東京都は憲法と地方自治法に基づき、1947年に設立された行政機関である。東京都は、教育、公共事業、交通、社会福祉など、東京における様々な公共サービスを提供する責任を担っている。さらに、東京の開発計画において重要な役割を果たしている。

イ戦略と整合している)

SPO 評価

PART I: グリーンボンド原則との整合性

東京都グリーンボンド・フレームワーク（令和5年3月）（令和5年6月6日時点）と ICMA グリーンボンド原則との整合性に関する ISS ESG の評価を示す。

ICMA グリーンボンド原則 2021	整合性	オピニオン
1. 資金使途	✓	<p>東京都グリーンボンド・フレームワークに示された資金使途の説明が、ICMA グリーンボンド原則に整合している。</p> <p>東京都の事業区分は ICMA グリーンボンド原則で提示された事業区分と整合している。その基準は透明性をもって定義されている。事業ごとの資金配分は開示され、環境効果も説明されている。東京都は有害事業区分の除外基準を定めている。</p> <p>東京都は、市場慣行（ベストプラクティス）に沿って、ロックバック期間を、グリーンボンド発行日から5年と定めている。</p>
2. 対象事業の評価・選定プロセス	✓	<p>東京都グリーンボンド・フレームワークに示された事業の評価と選定のプロセスは ICMA グリーンボンド原則と整合している。</p> <p>事業の選定プロセスは整合性のある形で定義、構成されている。事業に関連する ESG リスクは適切なプロセスで特定され管理されている。さらに、選定されたプロジェクトは東京都のサステナビリティ戦略と整合している。</p> <p>東京都は市場慣行（ベストプラクティス）に沿って、様々なステークホルダー（財務局、環境局、本プロセスにおけるその他の部局等）と関与している。</p>
3. 調達資金の管理	✓	<p>東京都グリーンボンド・フレームワークで示された調達資金の管理は ICMA グリーンボンド原則と整合している。</p> <p>調達資金は充当額と例外なく一致する。調達資金は適切な方法で追跡管理され、正式な内部プロセスで証明されている。調達資金はグリーンボンドごとに、複数のグリーンボンドを集計して管理される</p>

		<p>(ポートフォリオアプローチ)。さらに東京都は未 充当資金の一時的な投資形態を開示している。</p>
<p>4. 報告</p>	<p>✓</p>	<p>東京都グリーンボンド・フレームワークで示された 資金配分とインパクトレポートの内容は ICMA グリー ンボンド原則と整合している。</p> <p>東京都は、調達資金の配分を透明性をもって開示 し、適切な頻度で報告することとしており、東京都 のウェブサイトで一般に公開している。東京都は予 定される事業区分の報告内容と情報を説明してい る。さらに、資金が全て充当されるまでの間、毎年 報告することとしている。</p> <p>東京都は、市場慣行（ベストプラクティス）に沿っ て、頻度、範囲、期間等の情報を記載したインパク トレポートを開示しており、透明性を有している。</p>

PART II: 充当事業の持続可能性に関する品質

A. 国連 SDGs に対するグリーンボンドの貢献⁴

サブソブリンの発行体は、グローバルな持続可能性の課題に対処するのに役立つ特定のサービスあるいは製品を提供することや、責任ある企業の立場としてバリューチェーン全体を通じて負の外部性を最小限に抑えるように取り組むことで SDGs の達成に貢献できる。本セクションでは、資金が（再）充当を行うために使用されるかどうかに応じて、発行体の資金使途の事業区分による SDGs インパクトを 2 種類の方法で評価することを目的としている。

- 特定のサービスあるいは製品
- 業務品質の改善

1. 製品及びサービス

製品及びサービスへの（再）充当を行うための資金使途の事業区分の評価は、発行者の製品またはサービスの、SDGs やその他の ESG ベンチマーク（EU Taxonomy Climate Delegated Acts、ICMA グリーンボンド及び/あるいはソーシャルボンド原則、その他地域のタクソノミー・基準・持続可能性クライテリア）への影響を評価するために設計された独自の метод論である、ISS ESG SDG ソリューション評価（SDGA）などの様々な内部及び外部情報源に基づいている。

製品及びサービスへの（再）充当を行うための資金使途の事業区分は以下の 3 段階で表記される。（方法論については別添 1 を参照）

阻害	実質的な影響なし	貢献
----	----------	----

グリーンボンドの資金使途の各事業区分は、下記のとおり、SDGs 達成への貢献、または阻害の度合いについて評価されている。

資金使途の事業区分（製品/サービス）	貢献または阻害	持続可能な開発目標
環境配慮型の不動産開発 - エネルギー効率、資源効率の改善 再生可能エネルギーの活用に向けた蓄電池設置事業	貢献	
環境配慮型の不動産開発 - 持続可能な植樹の実践 海上公園、海岸地域、公園、学校敷地の整備	貢献	
再生可能エネルギー 屋根置き型太陽光発電システム	貢献	

⁴ 国連 SDGs (Sustainable Development Goals) における資金使途の事業区分のインパクトは、独自の метод論で評価されるため、発行体によるフレームワークでの説明と異なる可能性がある

<p>汚染防止・管理 - 排水処理設備</p> <p>雨天時に河川や海に排出される汚染水（特に降り始めの雨の汚水）を削減する汚水貯留施設の整備</p>	<p>貢献</p>		
<p>クリーン輸送 - 公共交通車両</p> <p>低公害排出ディーゼルバス</p>		<p>貢献</p>	
<p>クリーン輸送 - 充電ステーション</p> <p>ゼロエミッション・ビークル（ZEV）の充電設備の整備</p>		<p>貢献</p>	 
<p>クリーン輸送 - 電動車</p> <p>ゼロエミッションビークル（ZEV）</p>		<p>貢献</p>	 
<p>気候変動への適応 - 洪水の防止（ダムの形態を含まない）</p> <p>洪水対策としての下水道幹線の整備</p> <p>調節池の整備</p> <p>津波・豪雨対策の施設整備（高潮防御施設等）</p>		<p>貢献</p>	
<p>歩道・自動車道</p> <p>歩行者・自動車用インフラ（自動車道、自動車レーン）</p> <p>道路と歩道の遮熱</p>		<p>貢献</p>	 

2. 業務品質 (プロセス) の改善

下記の評価は、(再) 充当される資金使途の事業区分における対象事業によってもたらされる変化の方向性 (または業務インパクトの改善)、および関連する国連 SDGs へのインパクトを明らかにすることを目的としている。評価は、資金使途の事業区分が、様々なセクターやビジネスモデルに関連する負の外部性のリスクをどのように軽減するかを示している。

下記の表は、業務品質改善プロジェクトによってもたらされる変化の方向性を示すことを目的としている。示される結果は、業務品質の絶対評価または純評価と一致するものではない。

資金使途の事業区分 (プロセス)	業務インパクトの改善 ⁵	持続可能な開発目標
環境配慮型の不動産開発 - エネルギー効率、資源効率の改善		
LED 照明の設置	✓	 
エネルギー効率及び資源効率の改善		
既存施設への太陽光発電設備の設置		
汚染防止・管理 - 排水処理設備		
水処理施設におけるエネルギー効率及び資源効率の改善	✓	 
配水池及び浄水場への高効率ポンプ設備の設置		
排水処理設備 (脱水機) システムの電化		
再生可能エネルギー		
都立学校における環境改善 (ゼロエミッション化の推進)	✓	 

⁵ 閾値が提供されていないため、改善規模に関する情報は限られている。変化の方向性のみ示されている。

B. 充当事業に関連する環境リスク及び社会リスクの管理

ISS ESG KPI に対応する東京グリーンボンドの資金使途の事業区分

ISS ESG の事業区分	東京都の環境事業区分 ⁶
A	環境配慮型の不動産開発
A.1	環境配慮型の不動産開発におけるエネルギー効率、資源効率の改善 2
A.2	環境配慮型の不動産開発における持続可能な植樹の実践 13
B	再生可能エネルギー
B.1	太陽光エネルギー 5
C	汚染防止・管理
C.1.	排水処理設備 12
C.2	水処理施設におけるエネルギー効率及び資源効率の改善 1 ⁷ & 2
D	輸送
D.1.	公共交通車両 15
D.2	クリーン輸送のための充電ステーション 3
D.3	クリーン輸送のためのゼロエミッションビークル
E.	気候変動への適応
E.1.	洪水の防止（ダムを含まない） 10
F	持続可能な道路開発
F.1.	道路・歩道・自動車道の遮熱 11

⁶ 別添 4 参照

⁷ 水施設関連に限る

以下の表は、ISS ESG の ESG に関連する重要評価指標（KPI：Key Performance Indicators）に基づく充当事業の評価を示す。全ての資金使途は日本に位置する。

(A) 環境配慮型の不動産開発

(A.1) 環境配慮型の不動産開発におけるエネルギー効率、資源効率の改善

ISS ESG の ESG に関する KPI に基づく評価

労働・衛生・安全

- ✓ 日本では、法律で広範な安全衛生基準が定められている。全ての資金使途において、労働安全衛生法や労働基準法等の法律により、高い労働・衛生・安全基準が確保されている。東京都は対象事業の請負業者に対して、従業員の高い労働・衛生・安全基準を維持するため、安全への取組に準拠することを求めている。

サプライチェーンにおける社会基準

- ✓ 東京都は、日本国外のサプライヤーも含め、全てのサプライヤーに対して日本における労働安全衛生法の準拠を求めている。この法律は、法律で義務付けられた広範な安全衛生基準を定めている。全ての対象事業は、労働安全衛生法および労働基準法含め、日本における安全規制に準拠することが義務付けられている。

導入される電気設備の環境側面

- ✓ 使用済み電子機器の回収・リサイクルについては、全ての対象事業で「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守しており、廃棄物の排出量を削減し、適切な分別・保管・回収・輸送・リサイクルを推進している。

サプライチェーンにおける環境側面

- ✓ 東京都の調達プロセスは、「東京都グリーン購入推進方針」、「東京都グリーン購入ガイド」、「東京都環境物品等調達方針(公共工事)」に準拠している。
- ✓ さらに、ISO14001 認証は、エコアクション 21⁸やエコステージ⁹等の環境マネジメントシステム認証と同様に、公共調達における一般サプライヤーの評価基準の一つとみなされている。これらの認証を取得していないサプライヤーは、東京都の調達プロセスにおいて、東京都の方針およびガイドラインで定められた環境側面に準拠していることを示さなければならない。東京都は、これらの要件を満たさないサプライヤーと契約を締結しない可能性がある。

⁸ エコアクション 21, 2011, <https://www.ea21.jp/>

⁹ エコステージ, <https://www.ecostage.org/>

(A.2) 環境配慮型の不動産開発における持続可能な植樹の実践

ISS ESG の ESG に関する KPI に基づく評価

充当事業実施地の選定

✓ 東京都は、当カテゴリーにおける全ての事業が文化遺産（ユネスコ世界文化遺産及びワールド・モニュメント財団のワールド・モニュメント・ウォッチに登録されている遺跡）に位置していないことを確認している。

✓ 東京都は、海上公園が東京湾内における生物多様性の主要地域（Key Biodiversity area）に位置していないことを確認している。なお、以前の事業において環境影響評価が実施されている。

東京都は、環境保全の専門家の支援を受け、港湾審議会で協議した。海上に建設された公園という性質上、東京都海上公園条例¹⁰が定められている。

植樹の環境側面

✓ 植物の栽培者は、気候に悪影響を及ぼしたり土壌の質を低下させたりする植物の使用を禁止する日本の森林法を遵守している。植栽時には、新たな灌漑システムを利用するのではなく、既存の水道サプライヤーが利用される。さらに、全ての対象事業は、持続可能性にとって不利な問題を軽減するため、在来種の使用を義務付ける「東京都環境物品等調達方針(公共工事)」に準拠している。一方で、二酸化炭素の高度な吸収・固定化能力に関する考察の情報は入手できていない。

労働・衛生・安全

✓ 日本では、法律で広範な安全衛生基準が定められている。全ての資金用途において、労働安全衛生法や労働基準法等の法律により、高い労働・衛生・安全基準が確保されている。東京都は対象事業の請負業者に対して、従業員の高い労働・衛生・安全基準を維持するため、安全への取組に準拠することを求めている。

サプライチェーンにおける環境側面

✓ 東京都は、対象事業で植樹される全ての樹木によって原産地における森林減少、土壌劣化、生物多様性、水ストレスへのリスクが発生しないことを認識している。東京都は植樹される樹木に関する独自の選定基準を定めており、東京都で生産された樹木を優先的に利用している。生産地は「原産地確認書」などで確認しなければならない。

生産地に環境への悪影響を与える可能性のある材料の使用は、東京都の基準である「東京都環境物品等調達方針(公共工事)」により制限されている。東京都には、化学肥料の使用を減らすための化学肥料基準、土壌の質を維持するため

¹⁰ 東京都海上公園条例, 1975, https://www.reiki.metro.tokyo.lg.jp/reiki/reiki_honbun/g101RG00001538.html

の土壌診断基準がある。生産者は日本の森林法に従わなければならないため、対象事業における植物は森林破壊の引き金にはならない。

- 遺伝子組み換え作物を使用した植栽の量に関する情報はない。一般的に、「東京都環境物品等調達方針(公共工事)」では、植栽を在来種のみ限定している。「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」は GMO 植物の使用を制限し、「東京での GMO 植物の取り扱いに関するガイドライン」は GMO 植物の使用を規制している。

サプライチェーンにおける社会側面の諸基準

- ✓ 東京都は、日本国外のサプライヤーも含め、全てのサプライヤーに対して日本における労働安全衛生法の準拠を求めている。この法律は、法律で義務付けられた広範な安全衛生基準を定めている。全ての対象事業は、労働安全衛生法および労働基準法含め、日本における安全規制に準拠することが義務付けられている。

(B) 再生可能エネルギー

(B.1) 太陽光エネルギー

ISS ESG の ESG に関する KPI に基づく評価

サプライチェーンにおける社会側面の諸基準

- ✓ 東京都は、日本国外のサプライヤーも含め、全てのサプライヤーに対して日本における労働安全衛生法の準拠を求めている。この法律は、法律で義務付けられた広範な安全衛生基準を定めている。全ての対象事業は、労働安全衛生法及び労働基準法含め、日本における安全規制に準拠することが義務付けられている。

太陽光発電施設的环境側面

- ✓ 使用済み電子機器の回収・リサイクルについては、全ての対象事業で「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守しており、廃棄物の排出量を削減し、適切な分別・保管・回収・輸送・リサイクルを推進している。

労働・衛生・安全

- ✓ 日本では、法律で広範な安全衛生基準が定められている。全ての資金使途において、労働安全衛生法や労働基準法等の法律により、高い労働・衛生・安全基準が確保されている。東京都は対象事業の請負業者に対して、従業員の高い労働・衛生・安全基準を維持するため、安全への取組に準拠することを求めている。

サプライチェーンにおける環境側面

東京都の調達プロセスは、「東京都グリーン購入推進方針」、「東京都グリーン購入ガイド」、「東京都環境物品等調達方針(公共工事)」に準拠している。

- ✓ さらに、ISO14001 認証は、エコアクション 21⁸やエコステージ⁹等の環境マネジメントシステム認証と同様に、公共調達における一般サプライヤーの評価基準の一つとみなされている。これらの認証を取得していないサプライヤーは、東京都の調達プロセスにおいて、東京都の方針およびガイドラインで定められた環境側面に準拠していることを示さなければならない。東京都は、これらの要件を満たさないサプライヤーと契約を締結しない可能性がある。

(C) 持続可能な水道及び排水管理

(C.1) 排水処理設備

ISS ESG の ESG に関する KPI に基づく評価

充当事業実施地の選定

- ✓ 事業は東京都内で実施され、保護区及び生物多様性の主要地域は含まれていない。

本事業は既存の排水処理施設の改修であり、当該地域の規制上、環境影響評価 (EIA) は要求されていないため、追加的な EIA は実施されなかった。全ての事業は、環境や近隣住民への影響を最小限に抑えるため、「東京都建設リサイクルガイドライン」に準拠することが求められている。このガイドラインは、廃棄物処理による環境への影響を最小限に抑えること、自然生息地への侵害を避けること、天然資源の使用を削減するために可能な限りリサイクル原料を使用すること、持続可能な方法で管理された森林から生産された木材を使用すること、外来種の侵入を避けること、温室効果ガス排出量を削減すること等、環境への配慮に関する要件を定めている。



地域コミュニティとの対話

- ✓ 事業の評価には、地域自治体との協力が関与している。事業の詳細は通常、東京都のウェブサイトで一般に公開されており、東京都は地域コミュニティや関連するステークホルダーからの苦情や要望を受領し、検討する。全ての事業は、地域コミュニティに好影響をもたらすため、建設工事に関する東京都の基準及び仕様に準拠している。これらの基準は、建設業者に対して、衝突の回避、人権の尊重、地域コミュニティとのコミュニケーション、積極的な対処、透明性があり公平な土地利用に関する契約の維持を求めている。また必要に応じて、苦情処理や補償の仕組みも用意している。

施工及び操業段階における環境側面

- ✓ 東京における水関連設備の漏水率は 3%程度であり、本プロジェクトでも同様の割合程度の最小限の漏水率を想定している。

- ✓ 処理水は水路や埋立地に放流されたり、農業利用されたりはしない。下水汚泥削減の対策も講じられており、火力発電所にて下水汚泥を利用することを計画している。

- ✓ 事業は、処理水の高い水質基準を満たすために「下水道法」に準拠することが求められている。基準は、有害物質等の最大量（例：カドミウムは0.03mg/L以下、シアン化合物は1mg/L以下、生物化学的酸素要求量（BOD）は600mg/L以下）を定めている。

労働・衛生・安全

- ✓ 日本では、法律で広範な安全衛生基準が定められている。全ての対象事業は、労働安全衛生法および労働基準法含め、日本における安全規制に準拠することが義務付けられている。東京都は対象事業の請負業者に対して、建設労働者及び操業労働者の高い労働・衛生・安全基準を維持するため、安全への取組に準拠することを求めている。

サプライチェーンにおける環境側面

東京都の調達プロセスは、「東京都グリーン購入推進方針」、「東京都グリーン購入ガイド」、「東京都環境物品等調達方針(公共工事)」に準拠している。

- ✓ さらに、ISO14001 認証は、エコアクション 21⁸ やエコステージ⁹ 等の環境マネジメントシステム認証と同様に、公共調達における一般サプライヤーの評価基準の一つとみなされている。これらの認証を取得していないサプライヤーは、東京都の調達プロセスにおいて、東京都の方針およびガイドラインで定められた環境側面に準拠していることを示さなければならない。東京都は、これらの要件を満たさないサプライヤーと契約を締結しない可能性がある。

(C.2) 水処理施設におけるエネルギー効率及び資源効率の改善

ISS ESG の ESG に関する KPI に基づく評価

労働・衛生・安全

- ✓ 日本では、法律で広範な安全衛生基準が定められている。全ての資金使途において、労働安全衛生法や労働基準法等の法律により、高い労働・衛生・安全基準が確保されている。東京都は対象事業の請負業者に対して、従業員の高い労働・衛生・安全基準を維持するため、安全への取組に準拠することを求めている。

サプライチェーンにおける社会側面の諸基準

- 東京都は、日本国外のサプライヤーも含め、全てのサプライヤーに対して日本における労働安全衛生法の準拠を求めている。この法律は、法律で義務付けられた広範な安全衛生基準を定めている。全ての対象事業は、労働安全衛生法および労働基準法含め、日本における安全規制に準拠することが義務付けられている。

導入される電気設備の環境側面

- 使用済み電子機器の回収・リサイクルについては、全ての対象事業で「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守しており、廃棄物の排出量を削減し、適切な分別・保管・回収・輸送・リサイクルを推進している。

サプライチェーンにおける環境側面

- 東京都の調達プロセスは、「東京都グリーン購入推進方針」、「東京都グリーン購入ガイド」、「東京都環境物品等調達方針(公共工事)」に準拠している。
- さらに、ISO14001 認証は、エコアクション 21⁸やエコステージ⁹等の環境マネジメントシステム認証と同様に、公共調達における一般サプライヤーの評価基準の一つとみなされている。これらの認証を取得していないサプライヤーは、東京都の調達プロセスにおいて、東京都の方針およびガイドラインで定められた環境側面に準拠していることを示さなければならない。東京都は、これらの要件を満たさないサプライヤーと契約を締結しない可能性がある。

(D) 公共交通

(D.1) 公共交通車両

ISS ESG の ESG に関する KPI に基づく評価

製造面の基準

- 東京都はこれまで ISO14001 環境マネジメントシステムの認証を受けた製造業者からバスを調達してきた。東京都は、今後もバスの調達先を、2023 年度グリーンボンド発行時点で考慮したように、持続可能な取組を実施している製造業者を選定する。
- 東京都によると、東京都がバスを調達している製造業者は高度な労働・安全、衛生基準を有している。

バスの環境側面

- ✓ 「東京都環境物品等調達方針(公共工事)」において、全てのバスが低排出且つ高燃費基準を満たすことを原則としている。バスの製造業者は、車両の環境影響を評価するため、包括的なライフサイクルアセスメントを実施している。さらに、製造業者は評価結果に基づきバスのライフサイクルを通じた環境への影響を軽減するための対策を実施している。

バスの社会側面

- ✓ バスの運行会社と乗客に関して様々な安全方針があり、その中にバス事業者の労働時間の制限や安全責任の明確化が含まれている。乗客の事故をしっかりとモニタリングし、事故を減らすための対策を実施している。また、バスの運行による騒音や障がい者のアクセシビリティに関する国内規制もある。

(D.2) クリーン輸送のための充電ステーション

ISS ESG の ESG に関する KPI に基づく評価

充電ステーションの環境側面

- 東京都は現在、充電ステーションのライフサイクルアセスメントを実施していない

労働・衛生・安全

- ✓ 日本では、法律で広範な安全衛生基準が定められている。全ての資金用途において、労働安全衛生法や労働基準法等の法律により、高い労働・衛生・安全基準が確保されている。東京都は対象事業の請負業者に対して、従業員の高い労働・衛生・安全基準を維持するため、安全への取組に準拠することを求めている。

(D.3) 電気自動車及びハイブリット車によるクリーン輸送

ISS ESG の ESG に関する KPI に基づく評価

施工（あるいは製造）・操業段階における環境側面

- ✓ 発行者は全ての製造業者が自動車のライフサイクルを通じて環境面での影響を計算していることを確認している。

労働・衛生・安全

- ✓ 日本では、法律で広範な安全衛生基準が定められている。全ての資金用途において、労働安全衛生法や労働基準法等の法律により、高い労働・衛生・安全基準が確保されている。東京都は対象事業の請負業者に対して、従業員の高い労働・衛生・安全基準を維持するため、安全への取組に準拠することを求めている。

使用者安全性

- ✓ 東京都は、使用者の安全を確保するための安全策が施された車両であることを確認している。

(E) 気候変動への適応

(E.1) 洪水の防止（ダムを含まない）

ISS ESG の ESG に関する KPI に基づく評価

計画時ならびに施工期間中の環境側面の配慮

- ✓ 全ての事業は、公共工事において環境に配慮した品目を調達することを重視し、建設活動に伴う環境負荷を軽減することを目指して、「東京都環境物品等調達方針(公共工事)」¹¹に準拠している。さらに、全ての事業は公共工事における建設廃棄物の発生を最小限に抑えることを奨励する「東京都建設リサイクルガイドライン」¹²にも準拠している。これらのガイドラインは、廃棄物削減および持続可能な取組に貢献する、建設事業に参画するものの責任を強調している。

河川法に従って、東京都は承認を得るために河川専門家に計画書を提出する。それらの計画書には、流域と水流のモデリングや生態系への影響が含まれる。島における事業の一つでは、区域分けや環境影響に関して特に考慮する必要がある。

- ✓ 本建設事業は、騒音規制法や建設工事による騒音や環境への影響を最小限に抑える「東京都建設リサイクルガイドライン」にも準拠している。

労働・衛生・安全

- ✓ 日本では、法律で広範な安全衛生基準が定められている。全ての資金使途において、労働安全衛生法や労働基準法等の法律により、高い労働・衛生・安全基準が確保されている。東京都は対象事業の請負業者に対して、従業員の高い労働・衛生・安全基準を維持するため、安全への取組に準拠することを求めている。

水流の自然な状態に配慮した計画設計、科学的モニタリング、構造上の特性を捉えた分析

- ✓ 全ての事業は、「東京都環境物品等調達方針(公共工事)」に準拠しており、地域固有の状況に適切であり、生物多様性への影響を考慮した建設工事である。

¹¹ 東京都, 東京都環境物品等調達方針(公共工事), https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/seisaku/recy/pdf/recy_30-1.pdf

¹² 東京都, 東京都環境物品等調達方針(公共工事), https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/seisaku/recy/pdf/recy_30-1.pdf <http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/seisaku/recy/index.html>

ることを保証している。また本事業は、事業の目的を達成するための作業スコープに関連する政府のガイドラインに従っている。

一つの事業では、既存のパイプネットワークを拡充するため、自然の水の流れを変えることはない。

二つの事業では、計画段階で科学的なモニタリングと自然の水の流れのモデリングが実施され、事業の推奨に活用された。

一つの事業では、計画段階で、発生する可能性のある暴風雨や潮汐、津波による被害もモデル化し、それらの評価には東京防災委員会が関与した。

地域コミュニティとの対話



事業の評価には、地域自治体との協力が関与している。事業の詳細は通常、東京都のウェブサイトで一般に公開されており、東京都は地域コミュニティや関連するステークホルダーからの苦情や要望を受領し、検討する。全ての事業は、地域コミュニティに好影響をもたらすため、建設工事に関する東京都の基準及び仕様準拠している。これらの基準は、建設業者に対して、衝突の回避、人権の尊重、地域コミュニティとのコミュニケーション、積極的な対処、透明性があり公平な土地利用に関する契約の維持を求めている。また必要に応じて、苦情処理や補償の仕組みも用意している。

サプライチェーンにおける社会側面の諸基準



東京都は、日本国外のサプライヤーも含め、全てのサプライヤーに対して日本における労働安全衛生法の準拠を求めている。この法律は、法律で義務付けられた広範な安全衛生基準を定めている。全ての対象事業は、労働安全衛生法および労働基準法含め、日本における安全規制に準拠することが義務付けられている。

サプライチェーンにおける環境側面



東京都の調達プロセスは、「東京都グリーン購入推進方針」、「東京都グリーン購入ガイド」、「東京都環境物品等調達方針(公共工事)」に準拠している。

さらに、ISO14001 認証は、エコアクション 21⁸やエコステージ⁹等の環境マネジメントシステム認証と同様に、公共調達における一般サプライヤーの評価基準の一つとみなされている。これらの認証を取得していないサプライヤーは、東京都の調達プロセスにおいて、東京都の方針およびガイドラインで定められた環境側面に準拠していることを示さなければならない。東京都は、これらの要件を満たさないサプライヤーと契約を締結しない可能性がある。

(F) 持続可能な道路開発

(F.1) 道路・歩道・自動車道の遮熱

ISS ESG の ESG に関する KPI に基づく評価

充当事業実施地の選定

- ✓ 東京都は、全ての事業が生物多様性の重要地域に位置していないことを確認している。

施工期間中の環境側面

- ✓ 全ての事業は、建設の環境負荷を軽減する「東京都環境物品等調達方針(公共工事)」に準拠している。また、建設事業は騒音規制法や建設工事による騒音や環境への影響を最小限に抑える「東京都建設リサイクルガイドライン」にも準拠している。

持続可能な資材

- ✓ 本事業は、「東京都環境物品等調達方針(公共工事)」で要求されるリサイクル原料を使用する。

労働・衛生・安全

- ✓ 日本では、法律で広範な安全衛生基準が定められている。全ての資金使途において、労働安全衛生法や労働基準法等の法律により、高い労働・衛生・安全基準が確保されている。東京都は対象事業の請負業者に対して、従業員の高い労働・衛生・安全基準を維持するため、安全への取組に準拠することを求めている。

PART III: グリーンボンドと東京都の ESG 情報との関連性

A. グリーンボンドと東京都のサステナビリティ戦略との整合性

発行体により定義された主要なサステナビリティ目標及び優先事項

東京都は約 1400 万人¹³の人口を抱える地方自治体である。2019 年に、2050 年のネットゼロ目標とゼロエミッション東京戦略を発表しており、同戦略はパリ協定を支援することに焦点を当て、都の温室効果ガス排出量の削減及び気候変動への適応策を改善するための様々な計画を含んでいる。

発表以来、東京都は気候非常事態に対応するため、脱炭素政策を更新している。2021 年 3 月には、2030 年までに炭素排出量を半減し、2050 年までにゼロエミッションを達成するための取組を加速させるため、「気候非常事態を超えて行動を加速する宣言」¹⁴を発表した。

東京都は、2021 年 3 月に、気候変動の優先課題を包含する形で、東京の将来ビジョンと持続可能な東京を実現するための戦略を明らかにした「『未来の東京』戦略」¹⁵を策定した。この戦略は、健康で持続可能なライフスタイルの促進を含む、都民の社会的福祉の向上にむけての東京都のコミットメントを再確認するものであり、東京のグリーンインフラや洪水に対するレジリエンスの強化等、都の環境側面を改善するためのコミットメントも含まれている。

2021 年に国連により発行された「地域における自発的な SDGs 進捗レビュー」に基づいた本戦略に関連する文書では¹⁶、東京都はゼロエミッション東京戦略の一部として注力する SDGs テーマを示している。

- ・ 水素社会実現プロジェクト
- ・ ゼロエミッションエネルギープロジェクト
- ・ ゼロエミッションモビリティプロジェクト
- ・ 持続可能な資源利用推進プロジェクト
- ・ 気候変動適応推進プロジェクト

東京都は、本戦略で説明されているサステナビリティ戦略の一部として、グリーンファイナンスを利用したグリーンプロジェクトを実施する。東京都は 2017 年に初めてのグリーンボンドを発行した¹⁷。それ以来、環境対策の推進と国内 ESG ボンド市場の活性化のため、毎年グリーンボンドを発行している。

¹³ 東京都, 2023 年 4 月, 東京都推計人口, <https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/hodohappyo/press/2023/04/26/05.html>

¹⁴ 東京都, 「Time To Act」, <https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/en/time-to-act.html>

¹⁵ 東京都, 2021 年 3 月, 「未来の東京」戦略, <https://www.metro.tokyo.lg.jp/english/about/policies/policies01.html>

¹⁶ 東京都, 2021 年 7 月, 「Tokyo Sustainability Action」, <https://www.seisakukikaku.metro.tokyo.lg.jp/basic-plan/2021/07/images/Tokyo%20Sustainability%20Action.pdf>

¹⁷ 東京都, 2023 年 2 月, 東京都の予算案概要, https://www.zaimu.metro.tokyo.lg.jp/syukeil/zaisei/20230127_reiwa5nendo_tokyotoyosanangaiyou/5yosanangaiyou_englishver.pdf

東京都は、別の文書¹⁸で、政府、事業者、NPO、一般市民が活動に参加する際に考慮すべき環境ガイドラインを説明している。

発行の背景・理由

グリーンボンドの発行は、「『未来の東京』戦略」においてゼロエミッション東京の実現にむけた取組として位置付けられており、2050年までの世界のネットゼロ排出達成にも貢献するものである。東京都は、国際社会共通の課題である環境問題の解決に積極的に取り組むとともに、人々の持続可能な生活を実現する「サステナブル・リカバリー」の推進やグリーンファイナンス市場の発展を牽引するため、「東京グリーンボンド」の発行を継続していく。

オピニオン: 主要なサステナビリティ目標とグリーンボンドを発行する背景・理由は、東京都によって明確に説明されている。充当された事業区分の多くは、東京都のサステナビリティ目標に沿ったものである。

¹⁸ 東京都, 2022年9月, 東京都環境基本計画, https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/dbook/202210/master_plan/2022-10_tokyo_kankyo/#page=147

B. 国の ESG リスク

発行体の国の概要

日本は東アジアに位置する。日本は二院制の国会を伴う立憲君主制であり、世界銀行によれば高所得国 (high-income country) に分類される。日本は 2022 年時点で 1 億 2,486 万の人口¹⁹であり、人口の 91.69%が都市部に居住し、一人当たりの温室効果ガス排出量は 2020 年時点で 8.70t-CO2 であり、近年は減少傾向にある。

国際的な指標に基づき、発行体に関連する追加情報:

指標	順位
Human Development Index ²⁰	2021 年 19 位/191 か国中
Corruption Perception Index ²¹	2022 年 18 位/180 か国中
Global Peace Index ²²	2022 年 10 位/163 か国中

発行体およびソブリン発行体の国に関連する ESG リスク

ISS ESG 国別格付方法論を活用し、ソブリン発行体がサステナビリティマネジメントの観点で直面する主要な課題を、下記のとおり特定している。なお、本情報は、東京都に対する固有の評価ではない

ソブリン発行体における主要な ESG 課題	
政治体制とガバナンス	自然資本
人権と基本的自由	気候変動とエネルギー
社会情勢	生産と消費

東京都のサステナビリティ戦略と本レポートの発行目的との一貫性は、Part III A に詳細が記載されている。

発行体の国の論議を呼ぶ分野

本レポート発行時点で、発行者の国は、投資家が論議を呼ぶと思われる以下の分野にさらされている。

¹⁹ 総務省統計局, 2023 年 5 月, 2022 年 12 月 1 日月次レポート(最終推定値), 2023 年 5 月 1 日(暫定推定値), <https://www.stat.go.jp/english/data/jinsui/tsuki/index.html>

²⁰ 国連開発計画, 人間開発に関する情報, <https://hdr.undp.org/data-center/country-insights#/ranks>

²¹ トランスパアレンシー・インターナショナル, 腐敗認識指数, <https://www.transparency.org/en/cpi/2021/index/jpn>

²² ビジョン・オブ・ヒューマニティ, 2022 年世界平和度指数 (GPI), <https://www.visionofhumanity.org/maps/#/>

論議を呼ぶ分野	説明
気候保護	Climate Change Performance Index (CCPI) が 50 以下で非常に低く、気候変動対策が不十分である
石炭発電	石炭火力発電が一次エネルギー総供給 (TPES) の 25%以上を占める TPES の 25%以上を占める石炭火力発電について、廃止や一時停止に関する決定がない
死刑制度	死刑制度が完全には廃止されておらず、適用されている
捕鯨	N/A

免責事項

1. セカンド・パーティー・オピニオン (SPO) の有効性：2023年7月18日時点で分析された対象事業に基づき、東京都グリーンボンド・フレームワークに変更がない限りにおいて有効である。
2. ISS Corporate Solutions (ICS)は、Institutional Shareholder Services (ISS) の完全所有子会社であり、ISS の責任投資部門である ISS ESG が独自の метод論に基づいて作成・発行する SPO を販売・配布している。その際、世界のリサーチ分野における責任の品質に一貫性を持つため、標準化された手順を遵守している。ISS の方法論に関する情報は、要望に応じて入手可能である。
3. SPO は、SPO が提供される当事者（以下、受領者）が提供するデータに基づいている。ISS は SPO に記載された情報が完全、正確または最新であることを保証するものではない。ISS 及び ICS は、この SPO の使用、または記載されている情報の使用に関して、一切の責任を負わないものとする。
4. ISS が提供するすべてのオピニオン、及び価値の判断は、投資や金融商品・資産の売買を推奨するものではない。特に、SPO は金融商品の経済的収益性や信用力の評価ではなく、もっぱら上記の社会的、及び環境的基準に言及するものである。ISS が提供するすべてのオピニオン、及び価値の判断は、SPO 作成時に発行体から提供された情報に基づくものであり、将来、受領者から再度 SPO の提供を求められた場合、同じ評価のスコップであっても、市場ベンチマークの発展次第で異なるオピニオンを提供する可能性がある。
5. この SPO、それに含む一定の画像、テキスト、グラフィック、及び ICS、ISS ESG、ISS のレイアウトや会社のロゴは、ISS の所有物であり、著作権法、及び商標法の下で保護されている。ISS の所有物の使用には、ISS からの書面による事前の明確な同意が必要である。使用とは、特に SPO の全部または一部のコピーまたは複製、無料または有料での SPO の配布、またはその他のいかなる方法でのこの SPO の悪用を指す。

本評価書を委託した受領者は、ICS から自己評価ツールや出版物を購入した可能性がある。または、ICS が受領者にアドバイザーまたは分析サービスを提供した可能性がある。この報告書の作成に ICS の従業員は関与していない。ISS の機関投資家は、いかなる受領者の ICS の製品およびサービスの使用について、disclosure@issgovernance.com に電子メールで問い合わせることができる。

本評価書は、米国証券取引委員会またはその他の規制機関に提出されたものでも承認を受けたものでもない。ISS は細心の注意を払って本評価書を作成しているが、本報告書の情報の正確性、完全性または有用性に関して、明示的か黙示的を問わずいかなる保証をするものではない。本評価書の情報に基づいて行われたいかなる投資や他の目的行為に関する責任を負うものでない。特に、提供される調査およびスコアは、証券の売買に関する申し出、勧誘または助言を意図したのではなく、投票または議決権行使代理行為を勧誘することを意図したものでない。

Deutsche Börse AG (以下「DB」) は、ISS を完全所有する持株会社 ISS HoldCo Inc に約 80% の株式を保有している。ISS HoldCo Inc. の残りの株式は、Genstar Capital (以下「Genstar」) と ISS の経営陣の組み合わせにより保有されている。ISS は、DB、Genstar および ISS HoldCo Inc. の取締役会に関する不干渉および潜在的な利益相反に関する方針を正式に採択している。これらの方針は、ISS が作成する調査、推奨、格付けおよびその他の分析的提供物の完全性と独立性を保護し、ISS およびその所有者の評判を守るための適切な基準および手続きを確立することを意図している。これらの方針に関する詳細な情報は、以下のサイトで入手できる。

<https://www.issgovernance.com/compliance/du-diligence-materials>.

© 2023 | Institutional Shareholder Services および/またはその関連会社

別添 1： 方法論

ISS ESG グリーンボンド・重要評価指標（KPIs）

ISS ESG グリーンボンド重要評価指標は、東京グリーンボンドの資金使途の社会・環境側面における価値といったような、持続可能性に関する品質評価を行う際の評価枠組みの役割を果たす。

当該フレームワークは次の二点から構成される。第一に資金使途の事業区分定義（社会・環境側面での付加価値を提供するもの）、第二に個別事業に対する持続可能性評価基準（それによって社会・環境側面での付加価値とグリーンボンドの資金使途の持続可能性が明確に特定、記述できるもの）である。

持続可能性評価基準は具体的な指標によって補完される。これらの指標はグリーンボンドの持続可能性を定量的に評価することを可能とし、報告にも用いることができるものである。大半の資金使途がある指標の要求を満たしていれば、その指標はポジティブと評価される。これらの指標は、本グリーンボンドの発行に関連する個別の環境・社会的背景に考慮し、個別に策定されうるものである。

環境面及び社会面のリスクの評価方法論

環境面及び社会面のリスクは、対象事業に含まれる資産が、グリーンボンド KPI に記載されている適格な事業区分や基準と一致するかどうかで評価する。

パーセンテージは、各事業区分内の資産の量を表す（例：風力）。なお、「利用可能な情報がない、または限られている」という評価は情報が提供されなかったか、または提供された情報が ISS ESG グリーンボンド KPI の要件を満たしていないことを示す。

当該評価は、東京都の機密事項を含む情報（例えば、デューデリジェンスレポート）に基づいて行われている。なお、東京都が提供する情報は、対象事業が実施される日本国の法令や基準によって補完されている。

SDGs への貢献や関連性に関する評価

2015 年 9 月に 17 の持続可能な開発目標（SDGs）が国連によって承認され、より持続可能な未来に向けた機会と課題に対する重要なベンチマークとなった。ISS ESG は、独自の方法を使用し、東京グリーンボンドが関連する SDGs の目標にどの程度貢献しているか、を特定している。

別添 2: ISS ESG 国別格付方法論

ISS ESG 国別格付は、環境・社会・ガバナンス（ESG）に関連するデータ及び国別評価を提供する。

ISS ESG 国別格付方法論についての詳細はこちら：

<https://www.issgovernance.com/file/publications/methodology/Country-Rating-Methodology.pdf>

別添 3: 品質管理プロセス

スコープ

東京都はグリーンボンドSP0取得のためISS Corporate Solutions (ICS)に業務を委託した。セカンド・パーティー・オピニオンのプロセスには、グリーンボンド・フレームワークがグリーンボンド原則に整合しているかどうかの評価、発行体のサステナビリティ戦略及びグリーンボンドの持続可能性に関する評価が含まれている。

基準

セカンド・パーティー・オピニオンに関連する基準：

- ICMA グリーンボンド原則

発行体の責任

東京都の責任は以下に関する情報及び文書の提供を行うことである：

- フレームワーク
- 資金使途
- 各資金使途のESGリスク管理に関する文書

ISS ESG の評価プロセス

ISS ESG は世界有数の独立した ESG 調査・分析・格付会社である。同社は 25 年以上にわたり、サステナブル関連の資本市場に積極的に関与してきた。2014 年以来、ISS ESG はグリーンボンドおよびソーシャルボンド市場で高い評価を得ているリーダーとしての評判を築き上げ、CBI が承認した最初の検証機関の 1 つとなった。

東京都が発行するグリーンボンドに対して、独自の方法論に基づき、ICMA グリーンボンド原則に沿って、独立したセカンド・パーティー・オピニオンを実施した。

東京都とのエンゲージメントは令和 5 年 5 月から 7 月に行われた。

ISS のビジネス慣行

ISS は、ISS のビジネスおよびチームメンバーの誠実性、透明性、専門的な能力と適切な注意、専門的な行動と客観性に関する詳細な要件を定めた ISS 倫理規定に厳密に準拠してこの検証を実施した。これは、検証が独立して行われ、ISS グループの他の部門との利益相反がないことを保証するように設計されている。

別添 4： 東京都の資金使途事業

東京都は、東京都グリーンボンド・フレームワーク（令和5年3月）に基づいて2023年に発行されるグリーンボンドによる調達資金を充当する事業区分を、以下の通り選定している。事業区分は「東京都環境基本計画」に基づいている。東京都が予定する資金の充当割合は、下表のとおりである。

東京都の環境事業区分		シェア
エネルギーの脱炭素化と持続可能な資源利用によるゼロエミッションの実現		88.3%
1	事業所における温室効果ガス削減	4.6%
2	省エネルギー対策・エネルギーマネジメントの推進	7.9%
3	ゼロエミッションビークルの普及促進	0.1%
4	次世代交通導入、自転車利用促進	0.4%
5	再生可能エネルギー等（太陽光、地中熱、下水熱及び水素等）利用率向上	28.6%
6	資源ロスの削減、環境に優しい素材の利用	0.0%
7	3R、廃棄物の循環利用促進	0.0%
8	環境負荷の低減に役立つ資材の使用促進	0.0%
9	都市の気温上昇に対する適応	0.0%
10	洪水や自然災害への対応	41.0%
11	道路整備（遮熱性・保水性対策）	4.3%
12	水質汚染の軽減、地下水の保全	1.4%
生物多様性の恵みを受け続けられる、自然と共生する豊かな社会の実現		7.5%
13	緑の創出・保全（公園整備、都市の緑化推進及び森林整備等）	7.5%
14	生物多様性の保全（海上公園の干潟整備等）	0.0%
都民の安全・健康が確保された、より良質な都市環境の実現		4.2%
15	大気汚染の軽減	4.2%
16	土壌汚染対策の推進	0.0%
17	有害廃棄物等の処理促進	0.0%
合計		100.0%

ISS ESG SPO について

ISS ESG は、持続可能な投資の分野において、世界をけん引してきた格付機関である。ISS ESG は、企業や国のパフォーマンスを環境、及び社会の側面から分析してきた。

我々は外部の原則（ICMA グリーン/ソーシャルボンド原則など）との整合性を評価し、事業の持続可能性に関する品質を分析し、発行体自身の持続可能性のパフォーマンスを評価する。この 3 つのステップに従って、私たちは持続可能性の観点から債券/ローンの品質について投資家ができるだけ周知されるように、独立した SPO を作成する。

詳細はこちら: <https://www.isscorporatesolutions.com/solutions/esg-solutions/green-bond-services/>

SPO サービスについての詳細は以下にお問い合わせください。

SP0sales@isscorporatesolutions.com

このグリーンボンド SPO に関する情報については、以下にお問い合わせください。

SP00perations@iss-esg.com

プロジェクトチーム

主担当

Adams Wong
AVP
SPO Operations

サポート

Masaki Kadowaki
Associate
ESG Analyst

プロジェクト統括

Marie-Bénédicte Beaudoin
Associate Director
Head of ISS ESG SPO Operations